

弘 監 収 第 1 3 号
令和 6 年 8 月 2 0 日

弘前市長 櫻 田 宏 様

弘前市監査委員 菊 地 清 夫

弘前市監査委員 佐々木 宏 一

弘前市監査委員 岡 井 眞

令和 5 年度弘前市資金不足比率 審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき
審査に付された令和 5 年度弘前市資金不足比率及びその算定の基礎
となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を
提出する。

令和5年度弘前市水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和5年度弘前市水道事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月8日まで

(3) 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続のほか、必要に応じ関係者に説明を求めるなどの審査手続を実施した。

2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の結果は以上のとおりであるが、資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0 (%)

令和5年度弘前市下水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和5年度弘前市下水道事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月8日まで

(3) 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続のほか、必要に応じ関係者に説明を求めるなどの審査手続を実施した。

2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の結果は以上のとおりであるが、資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0 (%)